

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく

猪名川・藻川の
大規模氾濫を前提とした減災に係る取組方針

(案)

平成28年8月

猪名川・藻川大規模氾濫に関する減災対策協議会

〔 豊中市、池田市、尼崎市、伊丹市、川西市、大阪府、
兵庫県、大阪管区气象台、神戸地方气象台、近畿地方整備局 〕

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長時間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、平成 32 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

猪名川・藻川では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、地域住民の安全安心を担う沿川の豊中市、池田市、尼崎市、伊丹市、川西市と大阪府、兵庫県大阪管区气象台、神戸地方气象台、近畿地方整備局で構成される「猪名川・藻川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 月 日に開催し、減災のための目標を共有し、平成 32 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

猪名川・藻川沿川は、名神・阪神高速、中国自動車道、JR 福知山線、阪急神戸線・宝塚線、国道等の基幹交通施設に加え、国内外を結ぶ関西の玄関口である大阪国際空港があり、関西圏の主要な交通の要所となっているほか、猪名川の浸水想定区域内に 28 万人以上の人口と 5 兆円超の資産が集中し、阪神圏における社会・経済・文化の基盤を成しており、一度氾濫が起これば高度に発達した市街地が水没し、氾濫地域によっては浸水時間が長期化するなどの氾濫特性をもっている。

今般公表した、想定最大規模降雨における洪水浸水想定は、これまでの浸水想定より、さらに浸水深が大きく洪水継続時間が長いことから、その被害はより甚大なものになることが予想される。

猪名川・藻川では、昭和 46 年に流域の開発による資産・人口の増加と相次ぐ出水による治水の安全度が低下していることから「工事实施基本計画」を改訂し、対象の洪水を流域平均雨量の年超過確率 1/200 とし、一庫ダムなど上流ダム群での洪水調節と河道掘削などの河川改修を行う治水計画とした。また、平成 21 年 3 月には「淀川水系河川整備計画」を策定し、戦後最大洪水である昭和 35 年 8 月洪水を安全に流下

させる治水対策を目標とすることとなった。これまでに、一庫ダムが完成し、直轄管理区間内の河川改修事業も進捗し、現在は河道掘削を中心にハード対策を推進しているところである。しかしながら、現在の整備水準を上回るような洪水が発生した場合には、大規模氾濫が発生する危険性は否めないところである。

こうした中で猪名川・藻川では、猪名川流域総合治水対策協議会（昭和 55 年 9 月設置）において、「情報伝達や避難体制の構築に係る専門部会」を平成 16 年 9 月に設置し、激甚水害に対して確実かつ効果的な被害軽減対策の立案を目指し、各機関において洪水の発生から避難誘導に至るまでの効果的な対策等取り組みを進めてきた。

本協議会では、こうした猪名川・藻川の氾濫特性及び治水事業、避難体制等の構築の現状を踏まえ、平成 32 年度までに、円滑かつ迅速な避難、効果的な水防活動、長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策、避難のための時間を稼ぐための危機管理型のハード対策等、大規模氾濫時の減災対策として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、今般、その結果を「猪名川・藻川の大規模氾濫を前提とした減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下、「構成機関」という。）は以下のとおりである。

| 構成機関 | 構成員 |
|-------------|------------------|
| 豊中市 | 市長 |
| 池田市 | 市長 |
| 尼崎市 | 市長 |
| 伊丹市 | 市長 |
| 川西市 | 市長 |
| 大阪府 | 都市整備部事業管理室長 |
| 大阪府 | 都市整備部河川室長 |
| 大阪府 | 政策企画部危機管理室長 |
| 兵庫県 | 県土整備部土木局河川整備課長 |
| 兵庫県 | 企画県民部災害対策局災害対策課長 |
| 大阪管区气象台 | 気象防災部予報課長 |
| 神戸地方气象台 | 台長 |
| 独立行政法人水資源機構 | 一庫ダム管理所長 |
| 近畿地方整備局 | 猪名川河川事務所長 |

3. 猪名川流域の概要と主な課題

(1) 猪名川流域の概要と氾濫特性

猪名川は、一級水系淀川水系に属し、淀川右岸 16 km地点の一津屋樋門より分派する神崎川の河口から約 7.0 kmの右岸に合流する支川である。

猪名川の幹川は、その源を兵庫県川辺郡猪名川町の大野山を水源地とし、北摂山地を南流し、一庫大路次川、余野川、箕面川などの支川を合流させ、伊丹市において右に藻川と分流する。千里川を合わせた付近から、南流した後、尼崎市戸ノ内で藻川を合わせ、神崎川に合流する。

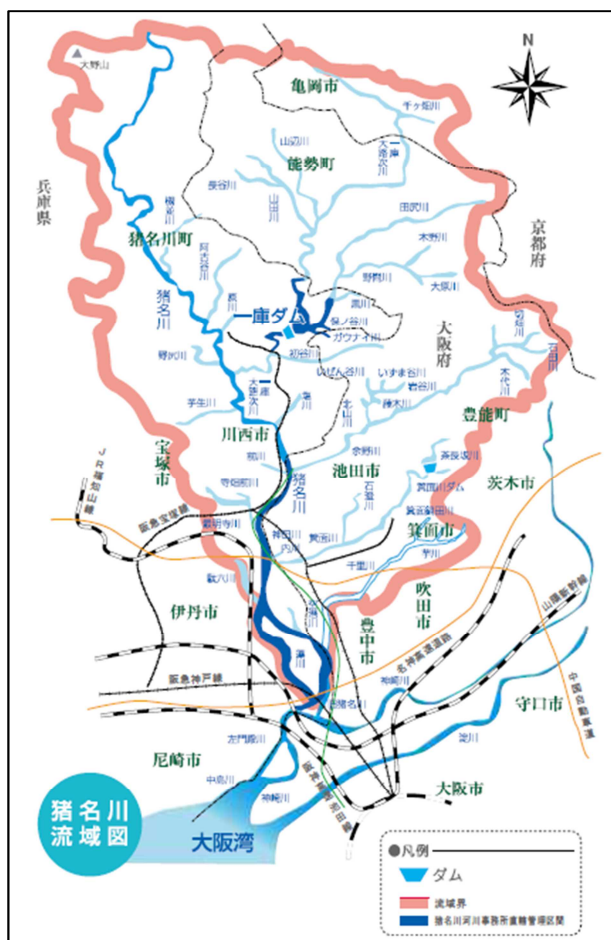
流域面積は 383km² (山地 286.7 km²、平地 96.3km²) で幹川流路延長は 43.2 kmである。大阪府・兵庫県・京都府の 11 の市と町を流れ、神崎川に合流して、大阪湾にそそぐ河川である。

猪名川・藻川沿川は、名神・阪神高速、中国自動車道、JR福知山線、阪急神戸線・宝塚線、国道等の基幹交通施設に加え、国内外を結ぶ関西の玄関口である大阪国際空港があり、関西圏の主要な交通の要所となっているほか、猪名川の浸水想定区域内に 28 万人以上の人口と 5 兆円超の資産が集中し、阪神圏における社会・経済・文化の基盤を成している。

氾濫域である 5 市（豊中市、池田市、尼崎市、伊丹市、川西市）で、一度氾濫が起これば高度に発達した市街地が水没し、氾濫地域によっては浸水時間が長期化するなどの氾濫特性をもっている。



特に、猪名川と藻川に挟まれた地区（島ノ内地区）では、氾濫水が出て行く河川等がなく、最大浸水深が大きくなるとともに、浸水継続時間が 4 日以上になることが想定される。



(2) 過去の洪水による被害状況

○昭和 35 年 8 月洪水

猪名川流域において戦後最大の降雨量となった洪水であり、負傷者 11 名、家屋全半壊 74 戸、浸水家屋 4,348 戸の被害が発生した。猪名川の堤防においては、猪名川右岸の池田市木部町中之島付近と猪名川左岸の伊丹市口酒井付近で氾濫した。なお、この時の小戸水位観測所の最高水位は、3.45m であった。

千里川合流点付近のようす



○昭和 47 年 9 月洪水

猪名川小戸水位観測所の最高水位が、観測開始以降 3 番目の水位 (3.67m) を記録した洪水であり、家屋全半壊 9 戸、浸水家屋 493 戸の被害が発生したが、猪名川からの氾濫はなかった。

○平成 16 年台風 23 号洪水

猪名川小戸水位観測所の最高水位が 3.21m を記録した洪水であり、水位上昇によって池田市木部町 (通称中之島地区) の 13 世帯に避難勧告が出されたが、浸水には至らなかった。

○平成 26 年 8 月洪水

猪名川小戸水位観測所の最高水位が、昭和 47 年 9 月洪水以来避難判断水位の 3.40m を越え 3.52m を記録。猪名川において被害の報告は入っていない。

(3) 猪名川・藻川の現状と課題

猪名川・藻川では、昭和 46 年に流域の開発による資産・人口の増加と相次ぐ出水による治水の安全度が低下していることから「工事实施基本計画」を改訂し、対象の洪水を流域平均雨量の年超過確率 1/200 とし、一庫ダムなど上流ダム群での洪水調節と河道掘削などの河川改修を行う治水計画とした。

また、平成 21 年 3 月には「淀川水系河川整備計画」を策定し、戦後最大洪水である昭和 35 年 8 月洪水を安全に流下させる治水対策を目標とすることとなった。

これまでに、一庫ダムが完成し、直轄管理区間内の河川改修事業も進捗し、現在は河道掘削を中心にハード対策を推進しているところである。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

○一庫ダム及び川西・池田の築堤工事、中流部の河道掘削が完成したこと、並びに、昭和 35 年洪水より猪名川・藻川において堤防決壊による被害が発生していないことにより、地域が洪水に対する安心感を持ってしまうことが問題であり、現状

は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない堤防があり、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される浸水リスクを住民に周知する必要がある。

○猪名川・藻川では、平成 16 年に各地で発生した豪雨災害を契機として、猪名川流域総合治水対策協議会（昭和 55 年 9 月設置）において、「情報伝達や避難体制の構築に係る専門部会」を平成 16 年 9 月に設置し、激甚水害に対して確実かつ効果的な被害軽減対策の立案を目指して、各機関において洪水の発生から避難誘導に至るまでの効果的な対策等取り組みを進めてきたところである。

しかしながら、沿川住民が自らのリスクを察知し主体的に避難できるような体制を確立し、水防災意識の醸成を図るためには、さらなる実効性のあるソフト対策の取組が必要である。

○猪名川と藻川に挟まれた地区（島ノ内地区）では、氾濫水が出て行く河川等がなく、最大浸水深が大きくなるとともに、浸水継続時間が 4 日以上になることが懸念されることから、長期化する浸水を一日も早く解消するため、堤防整備等のハード対策に併せ、大規模水害を想定した排水計画の作成等が必要である。

以上の課題を踏まえ、猪名川・藻川の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものである。

4. 現状の取組状況

猪名川・藻川における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は以下のとおりである。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

※ 現状：○ 課題：● （以下同様）

| 項目 | 現状と課題 | |
|---------------|--|---|
| 想定される浸水リスクの周知 | ○平成 14 年度作成した洪水浸水想定区域図をもとに各市ともハザードマップを作成している。 | |
| | ○平成 27 年度の水防法の改正により「想定最大規模」の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図に見直すことになり、猪名川・藻川では平成 28 年 6 月に想定最大規模の降雨に対する洪水浸水想定区域図を公表した。 | |
| | ●想定最大規模の降雨を対象とした氾濫シミュレーションが公開されていない。 | A |
| | ●見直した洪水浸水想定区域図をもとにした洪水ハザードマップの見直し及び浸水継続時間及び家屋倒壊等想定区域をもとに避難行動の見直し検討も必要である。 | B |
| 避難勧告等の発令基準 | ○地域防災計画等に避難勧告等発令に関する基準が記載されている。 | |
| | ○避難勧告等の判断・伝達マニュアル若しくはその案については、現時点で各自治体が作成済み。 | |
| | ○避難勧告等の発令に着目したタイムライン若しくはその案を策定済み。 | |
| | ●多数の防災機関の役割分担を明確にしたタイムラインの策定を進める必要がある。 ●避難勧告等の発令のタイミング決定において判断が困難である。 ●公表された「家屋倒壊等氾濫想定区域」の設定等を踏まえた避難計画の見直しの必要性がある。 | C |

| 項 目 | 現状と課題 | |
|-----------------|---|---|
| 避難場所・避難経路 | ○各市の地域防災計画、防災マップ、ハザードマップ等において市内の避難場所等を設定し、住民に周知されている。 | |
| | ○各市では、住民勉強会（出前講座）、図上訓練（DIG）等で周知しており、避難経路も確認されている。 | |
| | ○豊中市では、「洪水避難ガイド」を作成し、避難方法等について丁寧に解説している。 | |
| | ○豊中市、池田市、尼崎市、伊丹市では図上訓練（DIG）が実施されている。 | |
| | ●住民全体に周知していくためには今後もさらなる周知のための取組が必要である。 ●災害種別ごとに避難先が異なることの周知も必要である。 | D |
| | ○伊丹市では、一部の地域の避難場所について、池田市との避難者受け入れ協定により、市外の避難場所を定めている。 | |
| | ●市のほとんどの地域が浸水想定区域となる市では、広域避難や避難場所の拡大などの検討が必要である。 | E |
| 住民等への情報伝達の体制や方法 | ○各市とも、従来の防災行政無線や広報などの他に、新しいツールであるエリアメール・インターネット・登録制メールなどの利用にも取り組んでいる。 | |
| | ○河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をホームページやテレビを通じて伝達している。 | |
| | ●情報に接することに消極的な方へのアプローチ手段確保 ●伝えるべき内容が多くなっていくことによる伝達不足の発生が危惧される。 | F |
| 避難誘導體制 | ○各市とも、市職員、消防団員、警察署、自主防災組織が連携した避難誘導を行うよう地域防災計画で計画されている。 | |
| | ○各市とも、自主防災組織による防災訓練が実施されている。 | |
| | ○尼崎市では町会における水害避難訓練が実施されている。 | |
| | ○池田市では、地域防災リーダー養成講座で、クロスロードゲーム等が取り組まれている。 | |
| | ○川西市では「わが家防災対策」としてコンクールを実施している。 | |
| | ●避難誘導體制の習熟が必要である。 | G |

② 水防に関する事項

| 項目 | 現状と課題 | |
|---|--|---|
| 河川水位等に係る 情報提供 | ○水防に係る情報としては、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、大阪府及び兵庫県に通知しており、府県は水防管理者に通知している。 | |
| | ○優先的に水防活動すべき重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い箇所について、水防連絡会等で周知している。 | |
| | ○猪名川河川事務所では沿川市に「データ放送 de いながわネット」を介して、河川水位やライブ映像を提供している。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」の URL や QR コードを、水防連絡会等で周知しているが、水防団員が活用していない。 ●ライブ映像をホームページで提供しているが、現在 8 箇所に限られており、各市の防災対策や住民の避難行動の判断に必要な箇所について、順次拡大する必要がある。 | H |
| 河川の巡視区間 | ○各市とも、地域防災計画及び水防計画に河川の巡視（監視）を行うこととしている。 ○水防団（消防団）員が各々の管轄区域内の巡視を行っているとともに、河川管理者も河川巡視を実施している。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●堤防決壊のおそれのある箇所で、土のう積み等の水防活動が的確に行われるよう、水防団（消防団）と河川管理者で、河川巡視で得られた堤防や河川水位の状況等の情報の共有等を進める必要がある。 | I |
| 水防資機材の整備 状況 | ○水防資機材については、水防管理団体が水防倉庫等に備蓄しているが、河川管理者が持つ資機材も水防計画に基づき緊急時に提供している。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●水防団等と河川管理者が連携して的確な水防活動を推進するため、資機材に係る情報を共有し、適切な配置の検討等を進める必要がある。 | J |
| 水防活動の担い手 確保及び支援 迅速な水防活動に 資する訓練 | ○各市において水防活動の担い手となる人員や団体の募集を行っている。 ○各市において毎年水防訓練が実施され、水防工法の習熟等が図られている。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●水防団（消防団）構成員の高齢化が顕著であり、担い手に懸念がある。 | K |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●水防工法の技術を継承していくためにも水防訓練の継続が必要である。 | L |

③ 市庁舎や大規模工場等の自衛水防に関する事項

| 項目 | 現状と課題 | |
|-----------------------------|---|---|
| 大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動 | ○平成17年1月に設置した「災害情報普及支援室」の従来の役割・機能である洪水ハザードマップ普及支援に、事業所等の自衛水防に係わる相談窓口機能を追加することにより、事業者等の自衛水防の取組を積極的に支援する。 | |
| | ●各市において大規模工場等への啓発活動に引き続き努める必要がある。 | M |
| 市庁舎、排水施設の耐水化 | ●洪水浸水区域内にある市庁舎及び排水施設において、耐水化はまだまだ進んでいない。 ●重要施設・重要設備等（図書館等文化施設含む）の非常用発電等の耐水化も必要である。 | N |

④ 氾濫水の排水、施設運用に関する事項

| 項目 | 現状と課題 | |
|------------------|---|---|
| 排水施設、排水資機材の操作・運用 | ○災害時、国より排水ポンプ車を派遣し、排水活動を支援している。 | |
| | ●排水ポンプ車の最適配置計画がない。 ●排水ポンプ車等の活用についての知識が無く、緊急時に十分な活用が出来ていない。 | O |

⑤ 河川管理施設の整備について

| 項目 | 現状と課題 | |
|--------------------------|---|---|
| 堤防等河川管理施設の現状の整備状況 | ○現在の堤防の高さや幅、過去の漏水実績などから、河川改修を実施してきている。 | |
| | ●計画断面に対して、高さや幅が不足している区間がある。 | P |
| | ●完成された堤防とするには、時間、費用を要する。 | Q |
| 河川整備状況に併せたダム運用 | ●ダム下流河川の整備状況とダムの放流調節において、大規模出水においてもダムの効果が最大限に生かされる運用が必要である。 | R |
| 堤防等河川管理施設の現状の整備状況【島の内地区】 | ●猪名川・藻川で囲まれた中州に位置する島の内地区は、一度堤防が決壊するとまちに流れ込んだ氾濫水は4日以上に渡ってまちを水没させてしまう。 ●島の内地区から立ち退き避難する場合、それぞれ橋を渡ってでしか避難できず、橋に避難者が集中することになる。 ●住民の避難路や排水ポンプ車等の緊急車両のアクセス路の活用の際には、堤防幅が狭小である。 | S |

5. 減災のための目標

本協議会で概ね5年（平成32年度まで）で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【5年間で達成すべき目標】

猪名川・藻川では、昭和35年8月台風13号から50年以上もの間、破堤や決壊といった深刻な被害がなく、また河川整備が進んできていることから、沿川住民の猪名川に対する洪水のイメージが薄れつつある現状で、平成27年9月の関東・東北豪雨のような大規模水害に対して、人命や社会経済被害を守るため、以下を達成すべき減災対策の目標として位置付けるものである。

猪名川・藻川の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

1. 大規模水害・・・想定し得る大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害
2. 逃げ遅れ・・・立ち退き困難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態
3. 社会経済被害の最小化・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

【目標達成に向けた3本柱】

上記目標の達成に向け、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を河川内で安全に流すハード対策及び総合治水対策に加え、猪名川・藻川において以下の項目を3本柱とした取り組み実施する。

- ① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
- ③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

6. 概ね5年で実施する取組

大規模氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

1) ハード対策の主な取組

各構成機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

| 主な取組項目 | 課題の対応 | 目標時期 | 取組機関 |
|---|-------|---|-----------------|
| (1) 洪水を河川内で安全に流す対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 流下能力対策 4.0km ・ パイピング対策 1.1km ・ 侵食・洗堀対策 0.2km | P | 平成 32 年度 | 近畿地整 |
| (2) 危機管理型ハード対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防天端の保護 2.8km ・ 堤防裏法尻の補強 3.3km | Q | 平成 32 年度 | 近畿地整 |
| (3) 『島の内水害に強いまちづくりプロジェクト』の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防拡幅 ・ 浸透（パイピング）対策※ ・ 堤防天端の保護※ ・ 堤防裏法尻の補強※ ・ 堤防道路の橋梁への接続 ・ 防災拠点の整備 <p style="text-align: center;">など</p> <p>※は上記(1)(2)と重複している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利倉橋架替による避難路整備 | S | 平成 32 年度 平成 32 年度 ～33 年度を 予定 | 近畿地整 豊中市 |
| (4) 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防団（消防団）の円滑な水防活動を支援するため、CCTV 増設及び量水標等の設置を行う。 | F | 平成 32 年度 | 近畿地整 |

注) 具体的な実施箇所・実施数量等については、今後の調査検討や、洪水被害の発生状況等によって変わる場合がある。

2) ソフト対策の主な取組

各構成機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

| 主な取組項目 | 課題の対応 | 目標時期 | 取組機関 |
|---|-------|----------|------------------|
| <p>(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項</p> <p>■ 役割分担を明確にしたタイムラインの策定・活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多数の防災機関の役割分担を明確にしたタイムラインの策定 ・ 連携機関を広げるなどブラッシュアップに努める ・ ブラッシュアップの支援 | C | 平成 32 年度 | 5 市 |
| | | 平成 32 年度 | 5 市 |
| | | 平成 32 年度 | 近畿地整、大阪府、兵庫県、気象庁 |
| <p>■ 広域避難への対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域避難への対応について検討する ・ 上記各市が行う広域避難への対応の検討を支援する | E | 平成 32 年度 | 5 市 |
| | | 平成 32 年度 | 近畿地整、大阪府、兵庫県 |
| <p>■ 各市連携した情報共有を図っていく</p> | C | 平成 29 年度 | 5 市 |
| <p>(2) 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</p> <p>■ ハザードマップの作成・周知等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの提供を行う ・ 洪水浸水想定区域図及び氾濫シミュレーションの活用方法について検討を進める | A | 平成 28 年度 | 近畿地整 |
| | B | 平成 32 年度 | 5 市 |

| 主な取組項目 | 課題の対応 | 目標時期 | 取組機関 |
|---|-------|---|---|
| <p>■ハザードマップの作成・周知等</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水ハザードマップの促進及び洪水ハザードマップの周知に努める <p>[自治会説明会・図上訓練等・まちづくり出前講座の実施や自主防災会等を実施する地域の訓練などで活用するなど、積極的に取り組む]</p> <p>[小中学校の防災教育の促進等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記各市が行う取組を支援する | D | <p>引き続き実施</p> <p>引き続き実施</p> | <p>5市</p> <p>近畿地整、大阪府、兵庫県</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> 実践的な水害に対する避難訓練に努める 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップの整備や周知に努める 上記各市が行う取組を支援する | D、G | <p>引き続き実施</p> <p>引き続き実施</p> <p>引き続き実施</p> | <p>5市</p> <p>5市</p> <p>近畿地整、大阪府、兵庫県</p> |
| <p>■防災教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中学校における水災害教育の実施に努める <p>[市内小中学校の総合学習授業の中で、水災害教育に取り込めるよう実施に努める]</p> <p>[小中学生を対象とした「水災害教育講座」などの参加型の防災啓発活動等を進めるため、地域の教育委員会に積極的に働きかける]</p> | D、F、G | <p>平成32年度までに</p> <p>平成28年度から実施</p> | <p>5市</p> <p>協議会全体</p> |

| 主な取組項目 | 課題の対応 | 目標時期 | 取組機関 |
|--|-------|--|------------------------------------|
| <p>■要配慮者施設における避難行動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者施設において、策定している避難計画の対象災害の中に水害も加え、訓練実施に向けた支援を行う ・上記各市が行う取組を支援する | G | 平成 28 年度以降 平成 28 年度以降 | 5 市 近畿地整、大阪府、兵庫県 |
| <p>■防災広報の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市報などの中で、水害に関する有益情報を市民に発信していく ・イベントなどの中で水害に関する有益な情報を市民に発信していく | D、F、G | 引き続き実施 引き続き実施 | 5 市 近畿地整、大阪府、兵庫県 |
| <p>■一庫ダムの効率的運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の整備状況に併せて一庫ダムの効率的運用の検討を行う | R | 引き続き検討 | 近畿地整、水資源機構、兵庫県 |
| <p>(3) 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項</p> <p>■避難行動のための情報発信等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報発信のための整備 ・ライブ映像のHPでの公表拡大 | F | 平成 32 年度 平成 29 年度 | 近畿地整 近畿地整 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業と連携した一時避難場所（又は指定緊急避難場所）の指定等を検討する ・コミュニティFM等の活用など多様なメディア・多層な伝達手段等を活用した災害情報伝達手段の確保を推進する ・上記各市が行う取組を支援する | E、F | 引き続き実施 引き続き実施 平成 28 年度以降 | 5 市 5 市 近畿地整、大阪府、兵庫県 |

② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

| 主な取組項目 | 課題の対応 | 目標時期 | 取組機関 |
|--|-------------------------------------|---|---|
| <p>(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項</p> <p>■水防団（消防団）等による水防活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防団（消防団）との連絡体制の再確認と伝達訓練の実施に努める ・水防団（消防団）や地域住民が参加し、水害リスクの高い箇所の共同点検を行う ・迅速な水防活動を支援するため、水防倉庫等にある水防資機材等の老朽化、不足解消を推進する ・園田防災拠点の整備【再掲】と水防資機材等を配備する | <p>I</p> <p>I</p> <p>J</p> <p>J</p> | <p>引き続き実施</p> <p>引き続き実施</p> <p>引き続き実施</p> <p>平成 32 年度まで</p> | <p>5 市</p> <p>近畿地整、大阪府、兵庫県、5 市</p> <p>5 市</p> <p>近畿地整</p> |
| <p>■水防活動の担い手確保及び支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防協力団体の募集・指定を検討・推進する | K | 平成 32 年度 | 5 市 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報発信のための整備【再掲】 ・ライブ映像のHPでの公表拡大【再掲】 | H | 平成 32 年度 | 近畿地整 |
| <p>■関係機関が連携した水防訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防工法訓練を毎年実施する。 ・関係機関が連携した合同訓練を検討する | L | 引き続き実施 | 5 市 |
| | | 平成 28 年度以降 | 協議会全体 |

| 主な取組項目 | 課題の対応 | 目標時期 | 取組機関 |
|--|-------|----------------------|----------------|
| (2) 庁舎や大規模工場等の自衛水防の推進に関する事項 ■大規模工場等への啓発 ・大規模工場等への啓発活動に努める ・大規模工場等への浸水リスクの説明等の自衛水防を支援する | M | 引き続き実施 引き続き実施 | 5市 近畿地整 |
| ■市庁舎、排水施設の耐水対策 ・市庁舎及び排水施設の耐水化を検討する ・重要施設での非常用電源の耐水化 | N | 引き続き検討 | 5市 |

③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

| 主な取組項目 | 課題の対応 | 目標時期 | 取組機関 |
|--|-------|----------|-----------------|
| ■大規模水害を想定した排水計画 ・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した猪名川排水計画（案）を作成する | ○ | 平成28年度より | 近畿地整 |
| ■大規模水害を想定した排水訓練 ・排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備し、大規模水害を想定した排水訓練を水防訓練と同様に実施する。 | ○ | 引き続き検討 | 近畿地整、大阪府、兵庫県、5市 |

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

今後、取組方針に基づき連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に協議会を開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。